

共同企業体制度の運用状況

(平 17.8 実態調査から)

特定JV		経常JV	
制度導入 〔国：88%、都道府県：98% 市区町村：55%〕	57%	制度導入 〔国：94%、都道府県：72% 市区町村：27%〕	30%
16年度発注実績あり	35%	16年度発注実績あり	13%
発注理由 「大規模・高難度工事」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」	83% 59% 31%	発注理由 「経営力・施工力の強化」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」 「企業合併の促進」	56% 46% 34% 6%
結成理由(企業回答) 「発注者の要請」 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「リスク分散」	67% 34% 30% 2%	結成理由(企業回答) 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「合併可能性も検討」	76% 46% 0.4%
対象工事(土木、建築)の下限 「5億円以上」 「2～5億円未満」 「2億円未満」	34% 41% 25%	構成員単体の同時登録を 「認める」 「異なる工種で認める」 「認めない」	50% 7% 5%
5社以上のJVを認める	16%	競争参加資格審査時の加点調整あり 〔国：81%、都道府県：24% 市区町村：8%〕	13%
第3位等級以下も構成員と認める	13%	経常JVの登録継続年数(企業回答) 「1年」 「2年」 「3年」 「4年」 「5～9年」 「10年以上」	8% 29% 7% 15% 25% 9%
構成員に一定の地域要件を設定 〔国：0%、都道府県：40% 市区町村：31%〕	31%	経常JVから協同組合設立、合併に 至った経験あり(企業回答)	1.5%
結成を義務付けることあり 〔国：33%、都道府県：41% 市区町村：14%〕	17%		
混合入札を実施している 〔国：73%、都道府県：15% 市区町村：17%〕	18%		
予備指名があった(企業回答)	32%		
施工の効率性に不満(企業回答) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	10% 72% 22%	施工の効率性に不満(企業回答) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	8% 68% 15%

企業の回答は、「登録継続年数」「合併等の経験」を除き、工事決算日が平成17年3月31日に直近の公共工事1件についての回答

共同企業体運用準則の概要

	特定 JV	経常 JV
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事の施工を目的に工事毎に結成 ・ 工事請負契約履行後 3 か月後に解散(通常は3 か月程度)。受注できなかった場合も解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・中堅建設業者が継続的協業関係を確保し、経営力・施工力を強化するため経常的に結成 ・ 標準協定書では存続期間は1年。構成員全員の同意により延長可能
目 的	大規模かつ高難度工事の安定的施工	優良な中小・中堅建設業者の振興(注1)
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模かつ技術的難度の高い工事(典型工事) ・ (典型工事以外で)規模、性格等に照らし、JV 施工が必要と認められる一定規模以上の工事 土木、建築工事は少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、当該発注機関の発注標準の最上位等級工事のうち相当規模以上の工事。他の工種もこれに準じる 実験型工事、研究開発型工事 	単体企業に準じて扱う(当該JVが格付けされた等級の工事) 異なる等級の組合せの場合は、上位等級構成員の等級発注工事価額以上技術者を適正配置し得る規模を確保
構成員数	2～3社	2～3社程度
組 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「最上位等級のみ」or 「最上位等級及び第二位等級に属する者」 ・ 施工技術上特段の必要性がある場合に限りに、第三位等級も可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「同一等級」or 「直近等級に属する者」 ・ 個別審査により直近二等級までの組合せも可
資 格	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 各発注機関において必要に応じ追加可	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 各発注機関において必要に応じ追加可
結成方法	自主結成(注2)	自主結成
出資比率	2社では30%以上、3社では20%以上	2社では30%以上、3社では20%以上
代 表 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工能力の大きい者(異なる等級の組合せの場合は上位等級者) ・ 出資比率は構成員中最大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員において決定された者 ・ 出資比率は構成員間で自主的に決定
混合入札 (注3)	平成6年から可能	(元々単体企業に準じて扱われている)
加 点 調 整 (注4)	なし	真に企業合併等に寄与する場合に、競争参加資格審査時に客観点数、主観点数のそれぞれ10%プラス可

(注1) 平成9年、「協業化の第一段階」として活用促進することとし、対象企業の範囲を中堅建設業者にまで拡大。

- ・ 中小建設業者 = 資本金3億円以下 or 常雇300人以下
- ・ 中堅建設業者 = 資本金20億円以下 or 常雇1,500人以下

(注2) 平成6年までは自主結成を基本としつつも予備指名(発注者がJVの構成員となり得る建設業者を予め必要数指名すること)も容認

(注3) 当該工事の施工能力を有する単体企業の入札も認めること(単体企業と特定JVとによる競争)

(注4) 平成18年10月から、一律の加点調整を廃止し、真に企業合併等に寄与する場合に限定